

船舶事故調査報告書

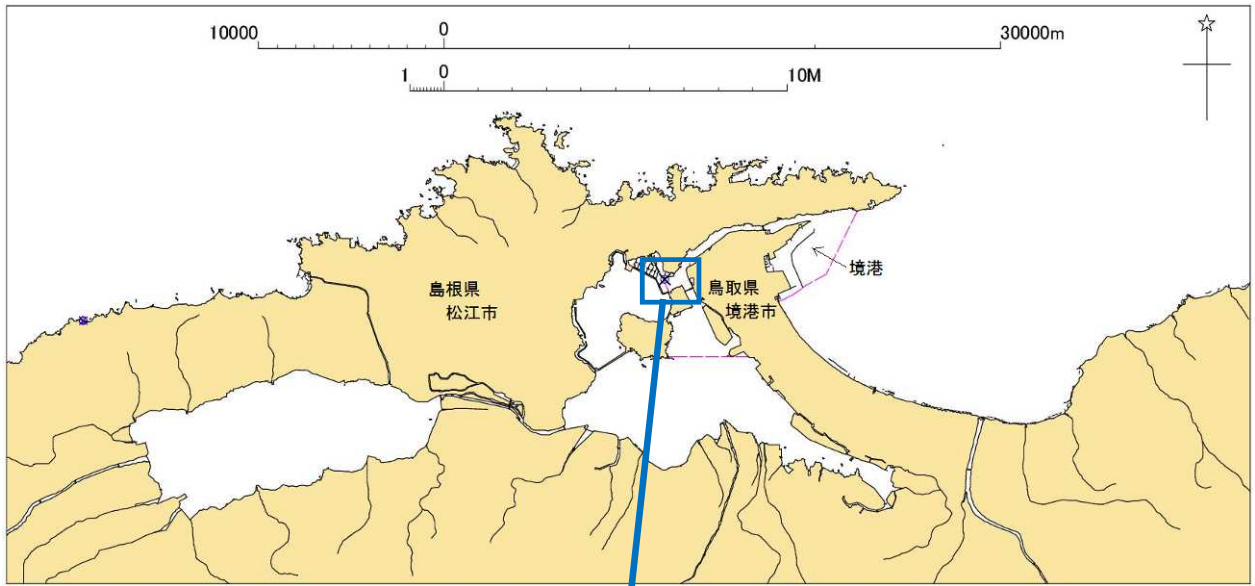
平成30年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月23日 06時45分ごろ
発生場所	島根県松江市江島北西方沖（境港第3区） 境港去ルガ鼻灯台から真方位232°1,140m付近 （概位 北緯35°31.4′ 東経133°11.1′）
事故の概要	漁船川山丸は、西北西進中、また、プレジャーボート遠藤丸は、漂泊中、両船が衝突した。 遠藤丸は、船長が負傷し、右舷船尾部の破損等を生じ、また、川山丸は、船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 川山丸、0.4トン SN3-21319（漁船登録番号）、個人所有 4.55m(Lr)×1.58m×0.59m、FRP ガソリン機関、30kW、不詳 B プレジャーボート 遠藤丸、0.3トン 272-18765鳥取、個人所有 4.15m(Lr)×1.50m×0.56m、FRP ガソリン機関、7.20kW、平成8年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・湖川小出力 免許登録日 平成16年9月7日 免許証交付日 平成26年8月11日 （平成31年9月6日まで有効） B 船長B 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成26年2月4日 （平成31年5月31日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 船底に擦過傷 B 右舷船尾部に破損、船外機に濡れ損等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長 A ほか 1 人（以下「乗組員 A」という。）が乗り組み、たこ漁の目的で、平成 29 年 9 月 23 日 06 時 15 分ごろ江島北西方沖の漁場に向けて、松江市八束町入江の係留場所を出発した。</p> <p>船長 A は、船尾の座部に腰を掛け、左手で船外機のスロットルグリップを握り、江島大橋の下を通過した後、漁場の方向には他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思いき、漁場に向けて左転し、約 15 km/h の対地速力で西北西進中、06 時 45 分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長 A は、A 船の船首部が B 船の右舷船尾部の甲板に乗り上がった状態になったことを認め、B 船と衝突したことを知った。</p> <p>B 船は、乗組員 A が B 船に移乗して船長 B の様子を確認した後、A 船が船外機を後進として後退したところ、A 船が B 船から離れる際の反動と、B 船の甲板上にいた船長 B 及び乗組員 A の体重で片寄りが生じ、浸水して傾斜した後に転覆した。</p> <p>船長 A は、近くにいた僚船に B 船のえい航を依頼した。</p> <p>僚船の船長は、間もなく来援し、B 船をえい航する間に、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、釣りの目的で、05 時 40 分ごろ鳥取県境港市外江町の係留場所を出発した。</p> <p>船長 B は、釣果を求めながら釣り場を移動し、06 時 15 分ごろ、江島北西方沖の釣り場に到着した後、船首を北東に向けて船外機を停止させて漂泊を始め、左舷前方を向いて船尾部に腰を掛け、釣りを再開した。</p> <p>船長 B は、間もなく、釣果が数匹あったので、下を向いて釣り餌を付け替えていたところ、エンジン音に気付き、右舷船尾方至近に B 船に向かって来る A 船の船首部を認めた。</p> <p>船長 B は、船外機を始動する間もなく、船首方に逃れたものの、A 船の船首部が B 船の右舷船尾部に衝突した衝撃により、甲板上に倒れた。</p> <p>B 船は、江島の岸壁まで、A 船の僚船にえい航された。</p> <p>船長 B は、B 船の係留場所に戻った後、自ら病院に行き受診したところ、両下腿打撲擦過傷等と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長 A は、A 船が約 10 km/h の対地速力を超えて航行する場合、A 船の船首が浮上し、船尾部に腰を掛けて船外機の操縦に当たれば、正船首方約 10° ～ 15° の範囲に死角が生じることを知っていたの</p>

	<p>で、ふだん、舵を使って船首を左右に振ったり、顔を左右の舷側から出したりすることで、航行中に生じる船首方の死角を補って見張りを行っていた。</p> <p>乗組員Aは、航行中の冷たい風を避け、船尾方を向いて船首部に腰を掛けていたので、前路で漂泊中のB船に気付かなかった。</p> <p>A船は、本事故発生場所の西北西方約200mの漁場に向かっていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、救命胴衣の笛以外に、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、江島北西方沖において、漁場に向けて西北西進中、船長Aが、漁場に向けて左転する際、漁場の方向には他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、江島北西方沖において、釣りをしながら漂泊中、船長Bが、船尾部に腰を掛けて下を向きながら釣り餌を付け替え、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向かって来るA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、江島北西方沖において、A船が漁場に向けて西北西進中、B船が釣りをしながら漂泊中、船長Aが、漁場に向けて左転する際、漁場の方向には他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、船尾部に腰を掛けて下を向きながら釣り餌を付け替え、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首が浮上して死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして、船首方の死角を補って適切な見張りを行うこと。 ・周囲にいる他の船舶との衝突を避けられるよう、漂泊中においても、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



拡大

